

用語集

用語	説明
水 系	水源から河口にいたるまでの同じ流域内にある本川や支川のまとまりを水系といい、本川河口部の河川名をとって、「一級河川鶴見川水系」などと呼びます。
流 域	降った雨は山の斜面を下り川に入って、海まで流れていきます。降った雨が集まって流れる範囲・領域を流域と呼びます。
本 川	水系の中で、流量、河川の長さ、流域の大きさなどが最も重要と考えられる河川、あるいは最長となる河川のこと。
支 川	本川に合流する河川のこと。本川の右側に合流する川を「右支川」、左側に合流する河川を「左支川」と呼びます。
派 川	本川から分かれて流れる河川のこと。本川から分かれることを分派(ぶんぱ)といいます。
一 級 水 系	国土保全や国民経済上の重要な水系で国(国土交通大臣)が指定したもののことを指す。
一 級 河 川	一級水系で国(国土交通大臣)が指定した河川。
二 級 水 系	一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるため、都道府県知事が指定したもの。
二 級 河 川	二級水系で都道府県知事が指定した河川。
準 用 河 川	一級河川、二級河川以外の河川のうち、市町村長が公共性の観点から重要と考え指定した河川。河川法に基づき、二級河川における規定の一部が準用されることから準用河川と呼ばれます。
権限移譲河川	河川法第9条もしくは第10条に基づき一級河川又は二級河川の管理権限が政令指定都市の長に移譲された河川。
都市基盤河川	河川法第16条の3に基づき、河川管理者と協議したうえで、市町村の長が河川工事もしくは維持を行っている河川。
堤 防	人々が生活を営んでいる地域に洪水や高潮が浸入しないように土を盛り上げた構造物。口語的には土手とか堤と呼ばれています。
河 道	流水を安全に流下させるための水の流れる部分。
低 水 路	平常時に川の水が流れている部分。
瀬 • 渕	自然の川には流れが速いところ、遅いところ、水深が浅いところ深いところが存在します。流れが速くて水深が浅いところを「瀬」と呼びます。また、流れが遅くて深いところを「淕」と呼びます。
護 岸	洪水、高潮から堤防、河岸を守るために設けられるもの。 目的によって法覆工(低水護岸、高水護岸)、根固工、水制工に分類されます。
越 流 堤	堤防の一部を低くした堤防のことで、越流堤の高さを超えて河川の水を遊水地などに流し込むことで、下流への洪水流量を調節します。
洪 水	流域に大雨が降った場合、その水は河道に集まり、川を流れる水の量が急激に増大します。このような現象を洪水と呼びます。一般には川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼びますが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼びます。
洗 掘	激しい川の流れによって、河岸及び河床が削られる現象。
浚 渕	河道内に堆積した土砂を除去すること。これにより河道の断面が拡大して、スムーズに洪水を流すことができます。

用語	説明
出水期	梅雨や台風で洪水が起きやすい6月～10月を出水期と呼びます。
浸水想定区域図	大雨が発生したときに浸水が予想される区域を示した地図。市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料として活用されます。
総合治水対策	従来の河道やダム、遊水地整備といった河川改修だけで洪水を防ぐのではなく、雨水貯留浸透施設の設置などの流域対策の推進によって、急速な都市化によって失われた保水・遊水機能の維持・回復を図ることで、総合的に治水安全度の向上を図ろうとするものです。
外水・内水	堤外地側(河道内)の流水のことを外水といい、堤内地側の流水を内水といいます。
河川改修	洪水や高潮などによる災害を防止するため、河川を改良することをいい、必要な流下能力を確保するために、築堤、引堤、河床掘削(浚渫)などを行います。
河川整備基本方針	河川整備の計画として、河川整備の基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)と具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)に区分し、河川整備基本方針では、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針、整備の考え方を記述しています。
河川整備計画	河川整備計画では、概ね20年～30年後の河川整備の目標、河川工事、河川の維持について具体的に明示しています。
流出抑制対策	雨水が河川や下水道に直接的に流れ込み急激に増水しないようにする対策。
特定都市河川 浸水被害対策法	市街化が進行する都市部の河川流域において、浸水被害の防止のための対策を図ることを目的として平成16年5月に施行された法律。 特定都市河川流域として指定されると、水害に強いまち(流域)づくりを目指して、河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体が共同で「流域水害対策計画」を策定する役目を担い、安全性を高める有効的かつ効率的な浸水被害対策を実施します。また、流域内の住民、事業者は雨水を貯留浸透させる努力を担い、雨水浸透阻害行為を行う場合は許可の取得を要します。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境ならびに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川全般の管理を行う取り組み。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。
ビオトープ	様々な生物が生息している空間のこと。
魚道	川を横断している構造物により落差があることで魚や水生生物の移動が困難になるため、魚や水生生物が自由に移動できるようにする通り道のこと。
市民協働	市民、自治会、町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などの様々な主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、協調して取り組むこと。
水辺の楽校 プロジェクト	市民団体や河川管理者、教育関係者などが一体となって、地域の身近な水辺(「子どもの水辺」)における環境学習や自然体験活動を推進するため、国土交通省、文部科学省、環境省の3省が連携して、「子どもの水辺」再発見プロジェクト』に取り組んでいます。 水辺の楽校プロジェクトは、安全に水辺に近づけるための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面からの支援を行うものです。

河川事業のあゆみ 年表

年次	河川法に基づく 河川の指定、権限移譲	横浜市の河川事業のあゆみ	国の法改正や事業制度創設など
昭和40年	準用河川を指定 (4水系、20河川)	横浜市内河川に関する県市協定を結ぶ(県施行の河川改修事業費の一部を負担し、市内河川の改修の促進を図る)	昭和39年河川法全面改正
昭和43年		横浜市宅地開発要綱に基づく雨水調整池の設置指導開始	
昭和44年		大岡川分水路建設事業に関する県市協定締結—大岡川分水路建設事業着手	
		横浜市宅地開発要綱に基づく河川改修負担金制度発足	
		宅地開発関連河川改修事業着手	
昭和45年		都市小河川改修事業により国庫補助事業による都市小河川の抜本改修着手 (当初、大熊川、帷子川、今井川、柏尾川、いたち川、宇田川、大岡川分水路、平成6年度までに、早渕川、鴨居川、梅田川、阿久和川、和泉川、砂田川、宮川、舞岡川、鳥山川、名瀬川を追加)	都市小河川改修御補助制度の発足 (国・県・市 各1/3)
昭和46年	中堀川、今井川、いたち川、宇田川、平戸永谷川を二級河川に指定	都市小河川改修事業に関する県市協定締結	
昭和47年	梅田川、阿久和川、和泉川を一級河川に指定		
昭和48年	準用河川追加指定 (3水系10河川)		河川法の一部改正 (一級・二級水系の普通河川について、準用河川指定が可能に)
昭和50年	準用河川追加指定 (1水系1河川)	準用河川の抜本改修着手 (当初、入江川、滝の川、平成5年度までに砂田川、奈良川、舞岡川、鳥山川、名瀬川、相沢川、岩川、大岡川、日野川、準用舞岡川を追加)	準用河川改修費補助制度の発足 (国1/3 市2/3)
昭和51年		河川・水路整備緊急5か年計画(S51~55)が策定され、市単独費により浸水常襲地域の改修促進を図る	
昭和53年		国の総合治水対策の対象河川として、一級河川鶴見川及び二級河川境川が指定され着手	雨水貯留事業費補助制度の発足 (国1/3 市2/3)
		雨水貯留事業に着手(当初奈良川、昭和60年までに入江川、名瀬川を追加)	
昭和54年	準用河川砂田川を一級河川に指定		
昭和55年		鶴見川及び境川流域総合治水対策協議会設置	
昭和56年	準用河川宮川を二級河川に指定	大岡川分水路の完成	都市河川緊急整備事業費補助制度の発足 (国・県・市 各1/3)
		鶴見川及び境川流域整備計画策定	
		帷子川分水路建設事業に関する基本協定書の締結	
		住宅宅地関連公共施設整備促進事業に着手(当初、宮川、奈良川、昭和63年までに阿久和川、名瀬川、相沢川、今井川、岩川を追加)	住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助制度の発足 (国・県・市 各1/3)
		河川環境整備事業に着手(市単独費)	
昭和58年	準用河川舞岡川を二級河川に指定	流域貯留浸透事業に着手(当初鶴見川流域、昭和63年までに境川流域、帷子川流域を追加) 帷子川分水路の建設に着手(都市河川緊急整備事業)	流域貯留浸透事業費補助制度の発足 (国1/3 市2/3)
昭和59年		特定保水池整備事業に着手(鶴見川流域、境川流域)	特定保水池整備事業費補助制度の発足 (国1/3 市2/3)
昭和60年		小川アメニティ事業に着手(市単独費)	
昭和61年	準用河川追加指定 (3水系7河川)	特定住宅市街地総合整備促進事業に着手(帷子川)	特定住宅市街地総合整備促進事業費補助制度の発足 (国・県・市 各1/3)
昭和62年		ふるさとの川モデル事業にいたち川が指定	ふるさとの川モデル事業の創設
昭和63年		13河川、延長48,970mの一・二級河川の河川工事及び、維持について告示 (当初、梅田川、砂田川、帷子川、中堀川、今井川、柏尾川、平戸永谷川、阿久和川、いたち川、舞岡川、宇田川、和泉川、宮川、平成7年度までに鳥山川、名瀬川を追加)	河川法の一部改正 (県知事管理の一・二級河川の河川工事及び、維持について県知事と協議の上、市長が施行が可能に)

*区間変更、廃止は省略

年次	河川法に基づく 河川の指定、権限移譲	横浜市の河川事業のあゆみ	国の法改正や事業制度創設など
平成元年		ふるさとの川モデル事業としていたち川整備計画が認定	
ふるさとの川モデル事業に和泉川が指定			
平成3年		ふるさとの川モデル事業として和泉川整備計画が認定	
水源の森設置事業に着手(市単独費)			
平成4年		都市河川内水対策特別緊急事業に着手(今井川地下調節池)	都市河川内水対策特別緊急事業費補助制度の発足 (国・県・市 各1/3)
まほろばの川づくりモデル事業として阿久和川整備計画が認定		まほろばの川づくりモデル事業の創設	
平成6年	準用河川名瀬川を二級河川に指定		
平成7年		都市河川内水対策特別緊急事業を廃止し、床上浸水対策特別緊急事業に着手	床上浸水対策特別緊急事業費補助制度の発足 (国・県・市 各1/3)
平成9年		帷子川分水路の完成	河川法の一部改正 (目的へ「河川環境の整備と保全」の追加。新たな計画制度(河川整備基本方針と河川整備計画)の創設)
「水辺愛護会制度」の発足			
		都市小河川改修事業を廃止し、都市基盤河川改修事業に着手	都市基盤河川改修事業費補助制度の発足(国・県・市 各1/3)
平成10年		水辺の楽校プロジェクトとして梅田川の計画が登録	
平成11年		自然共生型地域づくり事業により雨水調整池の環境整備を開始 (平成14年から自然共生型地域整備推進事業)	
平成12年		身近な水辺環境再生事業により相沢川の整備に着手 (平成14年から水辺空間再生施設整備等事業)	河川法の一部改正 (一級河川の指定区間および二級河川の管理を指定都市の長が行うことが可能となる)
平成15年	梅田川、砂田川の権限移譲		特定都市河川浸水被害対策法の策定
平成16年	鳥山川指定区間の権限移譲	まちづくり交付金事業の着手(当初、阿久和川、平成28年までに、梅田川、相沢川、黒須田川、奈良川、日野川、準用舞岡川で事業実施)	まちづくり交付金制度の創設
		横浜市開発事業の調整等に関する条例が制定	
平成17年		特定都市河川浸水被害対策法に基づき、鶴見川が特定都市河川に指定	
平成19年		鶴見川水系河川整備計画、鶴見川流域水害対策計画の策定	
平成22年			社会資本整備総合交付金の創設 (国土交通省所管の個別補助金を交付金に一括)
平成23年	平戸永谷川の権限移譲	河川護岸等に関する長寿命化指針の策定	
平成24年	宇田川の権限移譲		
平成25年			河川法の一部改正 (津波の明確化、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設)
平成26年		帷子川水系河川整備計画の策定	
		特定都市河川浸水被害対策法に基づき、境川が特定都市河川に指定	
		河川保全計画(横浜市管理の1級、2級、準用河川21河川及び都市基盤河川10河川を対象)の策定	
平成27年		大岡川水系、境川水系河川整備計画の策定	

※区間変更、廃止は省略

計画28河川諸元表

水系	河川名	等級	区間	改修延長(m)	流域面積(km ²)	着工年度	完了年度	備考
鶴見川	梅田川	一級	恩田川合流点～竹橋上流端	2,230	3.86	昭和47年度	平成13年度	平成15年度権限移譲
	大熊川		鶴見川合流点～西原橋上流端	2,360	4.57	昭和45年度	昭和53年度	昭和62年度県へ引継
	鳥山川		岸根小橋上流端～天屋上橋上流端	2,090	4.47	昭和56年度	平成15年度	平成16年度権限移譲
	砂田川		鳥山川合流点～道慶橋上流端	1,740	3.48	昭和51年度	平成7年度	平成15年度権限移譲
	早渕川	準用	高田橋上流端～中村大橋上流端	7,991	27.8	昭和42年度	昭和57年度	昭和62年度県へ引継
	黒須田川		鶴見川合流点～市境	2,820	3.41	昭和45年度	平成4年度	
	奈良川		恩田川合流点～神前橋上流端	1,920	6.51	昭和55年度		
	岩川		恩田川合流点～蓮台橋上流端	1,838	4.36	昭和57年度	平成14年度	
帷子川	帷子川	二級	中堀川合流点～大貴橋上流端	6,170	23.5	昭和45年度		
	中堀川		帷子川合流点～斎藤橋上流端	1,310	4.42	昭和45年度		
	今井川		帷子川合流点～横浜新道上流端	4,740	7.6	昭和45年度		
大岡川	大岡川分水路	二級	海～日野川取水庭	3,637	-	昭和44年度	昭和55年度	昭和56年度県へ引継
	大岡川	準用	天谷橋上流端～峰行橋上流端	3,280	4.04	平成元年度		
	日野川		日野橋下流端～新橋上流端	890	5.42	平成元年度		
境川	柏尾川	二級	柏尾橋上流端～阿久和川合流点	435	-	昭和45年度	平成2年度	
	平戸永谷川		柏尾川合流点～馬洗橋上流端	4,740	15.54	昭和45年度	平成19年度	平成23年度権限移譲
	阿久和川		柏尾川合流点～村下橋上流端	5,440	13.89	昭和46年度		
	名瀬川		阿久和川合流点～山越橋上流端	2,210	3.14	昭和56年度	平成28年度	
	舞岡川		柏尾川合流点～右支川合流点	1,640	4.29	昭和54年度	平成27年度	流域は準用を含む
	いたち川		柏尾川合流点～神戸橋上流端	6,170	13.88	昭和45年度		
	和泉川	準用	境川合流点～二ツ橋上流端	9,420	11.46	昭和46年度		平成19年3月境川河川区域変更により、境川合流点～新折越橋下流端(約280m)が境川河川区域へ
	宇田川		境川合流点～中田橋上流端	3,520	11.86	昭和45年度	平成22年度	平成24年度権限移譲
	川上川		平戸永谷川合流点～戸塚区品濃町295番地	1,428	4.24	昭和60年度	平成25年度	下水道事業との連携により完了
	相沢川	準用	境川合流点～山野橋上流端	2,340	4.3	昭和56年度	昭和62年度	
	準用舞岡川		右支川合流点～道岐橋下流端	450	1.93	平成5年度		
入江川	入江川	準用	海～神尾橋下流端	1,480	6.4	昭和50年度	昭和59年度	
滝の川	滝の川	準用	海～境橋下流端	840	9.94	昭和50年度	昭和59年度	
宮川	宮川	二級	海～待橋上流端	2,040	7.98	昭和56年度		



黒須田川



平戸永谷川



梅田川

横浜市道路局河川部河川計画課

平成 30 年 3 月作成

横浜市中区港町 1-1

【E メール】do-kasenkeikaku@city.yokohama.jp

【電 話 番 号】045-671-3988

【ファックス番号】045-664-5873

【ウェブサイト】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/kasenkeikaku/>



横浜市道路局河川部